

第 18 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 4 年 12 月 2 日（金） 15 時 00 分～15 時 55 分
2. 場所 黒部市役所 2 階 201, 202, 203 会議室
3. 出席委員 25 名
農業委員 10 名
1 番 中野 貴代美 2 番 山本 隆淑 3 番 山本 隆 5 番 橋本 喜洋
6 番 能澤 喬之 7 番 岩井 竹志 9 番 大坪 敏郎 11 番 松岡 高生
12 番 中島 淨 14 番 中坂 稔
農地利用最適化推進委員 12 名
川端 数美 千代 眞次 高野 隆司 稲澤 一彦
寺崎 俊弘 氷見 康弘 臼田 清嗣 松島 進
前田 優 山本 秀治 山本 勝 中 康史
4. 欠席委員 5 名
4 番 高村 茂良、8 番 船屋 裕子、10 番 宮崎 誠一、13 番 佐々木 智、米陀 助一
5. 農業委員会事務局 4 名
事務局長 平野 孝英
係 長 辻 真美
主 任 中陳 栄
主 任 紙谷 泰史
6. 議事 (1) 議案第 63 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 64 号 令和 4 年度黒部市農地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 18 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。

会 長：本日の総会の議事録署名委員を私の方から指名します。松岡高生委員、中島淨委員の両委員を指名します。本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。高村茂良委員、船屋裕子委員、宮崎誠一委員、佐々木智委員、米陀助一推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。議案第 63 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議いたします。

本議案については、当委員会の〇〇委員に含まれているので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

以後の進行は山本職務代理にお願いします。

職務代理：それでは事務局より説明願います。

◎議案第63号

事務局：議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。今回の案件は4件ありまして、2件目と3件目が関連する案件のため、まとめて説明いたします。

〈1番〉 浦山地区 宇奈月町浦山〇〇番 地目：田の491㎡について。

譲受人 黒部市宇奈月町浦山 〇〇さんへ、譲渡人 千葉県浦安市 〇〇さんからの所有権移転であります。理由は贈与であります。

譲渡人は、親の死亡に伴う相続により該当の土地を相続されました。現在、千葉県浦安市に居住し、管理することが難しく、仲間田としている譲受人へ所有権を一本化するため申請がありました。譲受人は1.5ha(町)ほどの経営面積があり、いわゆる5反歩要件を満たしております。

2番および3番は関連するためまとめて説明いたします。

〈2番〉 大布施地区 杓掛〇〇番、〇〇番の計2筆 地目：田の5,969㎡について。

譲受人 黒部市出島 〇〇(A)さんへ、譲渡人 黒部市出島 〇〇(B)さんからの所有権移転であります。理由は相互交換であります。

〈3番〉 村椿地区 出島字東島〇〇番外4筆の計5筆 地目：畑および田の5,755㎡について。

譲受人 黒部市出島 〇〇(B)さんへ、譲渡人 黒部市出島 〇〇(A)さんからの所有権移転であります。理由は相互交換であります。

Aさんは、既に杓掛地区にも田を3筆、8,997㎡所有しておられ、出島地区と分散する農地を一か所にまとめ隣接化することで一体的で効率的な農業が行えるとの考えから、本申請がありました。また、該当の農地と同程度の面積を持つBさんとお互いに所有権を移転しあうことで、相互交換を行う予定です。Bさんも地区全体として一体的で効率的な農業のためになるなら同意済みであります。

Aさん、Bさんどちらも農事組合法人に農地を預けており、本来、経営面積が5反歩以下の場合には所有権の移動ができませんが、農地法事務にかかる処理基準の第3条3項(4)によるところでは、法人の構成員に所有権を移転しようとする場合は、法人が引き続き該当地を耕作する場合、所有権の移動を認めるとあり、いずれの農地も今後、農事組合法人が耕作することで合意していることから、所有権移転は可能と考えられます。

〈4番〉 若栗地区 若栗〇〇番外3筆の計4筆 地目：田の4,079㎡について。

譲受人 黒部市若栗 〇〇へ、譲渡人 富山市総曲輪 〇〇さんからの所有権移転であります。理由は売買であります。

譲渡人は、該当の土地を相続によって取得されましたが、現在富山市に住んでおり遠方であることから、これまで譲受人に貸付けておりました。今回、譲渡人の意向もあり、今後自分で維持していくことよりも、法人に譲った方が効率的な農業を行えるとの判断から申請がありました。

譲受人は、約84haほどを主に水稻経営を行っており、他にも大豆やにんじんやイチゴを栽培するなど、農業を積極的に展開する農業法人であります。農地所有適格法人報告書でも、法人の役員や従業員は農業に携わる方で構成されており、また売買する農

地と同じ若栗地区を拠点としており、売買後も農業用地として適切に利用していくことが見込まれます。

計4件 12筆 16,294㎡であります

職務代理：それでは、議案第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、浦山地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：続きまして、2番の案件について、大布施地区ですが、本日高村委員欠席であり、事前に委員より異議なしとの意見を伺っております。

続きまして、3番の案件について、村椿地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：続きまして、4番の若栗地区の案件ですが、地区委員の代わりに案件を確認されました浦山地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第63号 農地法第3条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

ここで〇〇委員の入室を許可し、私の進行の任を解かせていただきます。

会長：続きまして、議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議いたします。

本議案については、当委員会の〇〇推進委員に関することが含まれていますので農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

事務局より説明願います。

◎議案第64号

事務局：議案第64号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画についてですが、5ページ目をご覧ください。今回提出させていただきますのは、令和4年10月21日から令和4年11月21日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規6年未満0㎡、新規6年以上12,959㎡、再設定6年未満が5,600㎡、再設定6年以上が26,984㎡でございます。

7ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

石田地区	1件	908㎡
大布施地区	6件	29,213㎡
荻生地区	1件	3,023㎡
若栗地区	3件	10,369㎡
東布施地区	1件	2,030㎡

総件数は12件で、利用権設定面積は45,543㎡となっております。

8ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表でございます。今回は

石田地区	1件	832㎡
------	----	------

総件数は1件で、解約面積合計は832㎡となっております。

9 ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,095 万 9,997 m² を 2,517 万 1,022 m² で割りますと、43.5%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 206 万 8,185 m² を 2,517 万 1,022 m² で割りますと、設定率 8.2%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、10 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上でございます。

会 長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。
何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 64 号 令和 4 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。ここで、〇〇推進委員の入室を許可いたします。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(15 時 55 分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

11 番

12 番
